

○三郷市建設工事情報共有システム試行要領

令和8年8月19日市長決裁

(目的)

第1条 本要領は、三郷市が発注する建設工事（営繕工事を除く）において、情報共有システムを試行するにあたり必要な事項を定め、工事施工中における受発注者間の業務の効率化を図ることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語を以下の各号のとおり定める。

一 情報共有システム

公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

二 受注者

発注者と情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお、主任技術者等の関係者も情報の共有が可能である。

三 発注者

受注者と情報を相互に交換する立場にある監督員（総括監督員、担当監督員）を主に指す。なお、検査員及び発注課所の関係者も各種情報の共有が可能である。

四 帳票

本要領における帳票とは、埼玉県土木工事共通仕様書で定義する「書面」をいう。具体的には、「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「報告」、「通知」の行為に必要な工事記録及びその添付資料のことをいう。

なお、情報共有システムによる工事記録等の発議・提出・受理などの処理を行うことで、紙への「署名・押印」と同等の処理を行うことが可能であることから、情報共有システムで処理した工事記録等も「書面」として認められる。紙と同等の原本性を担保するため、工事施工中においては工事記録等の変更履歴を記録し、工事完成後においては、情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の「押印・署名」と同等の記録が各工事記録に記録されている必要がある。

(情報共有システムの対象)

第3条 対象は、原則として三郷市が指定する工事又は受注者が希望する工事とし、対象工事である旨の表示は、特記仕様書に明示するものとする。ただし、工事の内容や規模等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、受発注者間の協議のうえ対象外とすることができる。

(対象とする帳票)

第4条 情報共有システムで対象とする帳票は、別紙「工事情報共有システム試行対象書類一覧表」を参考に受発注者間で協議し決定するものとする。

(対象とする帳票の回議・承諾)

第5条 対象とする帳票の回議・承諾は、原則として情報共有システム上で行うこと。

2 情報共有システムは最終版の書類を登録するものではなく、コメント機能等を活用することで、回議・承諾しながら受発注者間で確認や書類修正が可能となるので、これら機能を積極的に活用すること。

(検査)

第6条 情報共有システムで処理した帳票等は電子データを利用した検査（電子検査）を原則とするが、実施にあたっては、別紙「工事情報共有システム試行対象書類一覧表」を参考に受発注者間で協議し決定するものとする。

(検査後の帳票等の納品)

第7条 情報共有システムで処理を行った帳票一式は、工事完成時の納品方法について、受発注者間で協議し決定するものとする。

2 受注者は検査日の翌月まで、情報共有システムで帳票のダウンロードが可能な状態にしておくこと。

(情報共有システムの選定)

第8条 本要領において使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

一 国土交通省の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（最新版）」の必須機能を満たすもの。（国土交通省Webページ「情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表」参照）。

二 第4条で定めた帳票（工事記録・材料承諾書・段階確認検査一覧表・工事履行報告書等）について、埼玉県の様式に対応可能なもの。ただし、様式の条番号、様式番号及び注意書きの内容又は有無、フォントの差異、罫線の種類については問わない。

三 L a n d XML、I F C、S F C形式を表示する機能を有するもの（変換表示可）。

四 検査日の翌月まで、情報共有システムで帳票のダウンロードが可能なもの。

五 システムの操作研修や相談窓口の利用が可能なもの。

2 使用する情報共有システムの選定にあたっては、前項の規定に基づき、受発注者間で協議し決定するものとする。

(情報共有システム利用に係る経費)

第9条 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、「埼玉県土木工事積算基準」に基づき共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。

（その他）

第10条 本要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務等の情報共有システムの活用ガイドライン」（国土交通省）を準用するほか、受発注者間の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年9月1日以降に公告又は指名通知を行った工事から適用する。